

長崎県保育士就職準備金等貸付の手引き

令和5年4月

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

目 次

1	長崎県保育士就職準備金貸付の概要	P1～P4
	(1) 長崎県保育士就職準備金貸付金の目的	
	(2) 貸付対象者	
	(3) 貸付額	
	(4) 貸付申請手続き	
	(5) 連帯保証人	
	(6) 貸付の審査及び決定	
	(7) 貸付契約の解除	
	(8) 返還債務の当然免除	
	(9) 返還	
	(10) 延滞利子	
	(11) 返還猶予	
	(12) 返還債務の裁量免除	
2	就職準備金申請手続・貸付等の流れ	P5
3	提出書類一覧	P6～P7
4	様式	P8～P23
	様式第 1-3号	保育士就職準備金等貸付申請書
	様式第 2号	保育士就職準備金等貸付個人情報取扱い同意書
	様式第 3-3号	保育士就職準備金借用書
	様式第 5-3号	保育士就職準備金等返還当然免除申請書
	様式第 6-3号	保育士就職準備金等貸付金返還計画書
	様式第 9-3号	保育士就職準備金等返還裁量免除申請書
	様式第 10号	住所、氏名変更届
	様式第 11号	休職・復職・停職届
	様式第 13号	就職準備金等貸付辞退届
	様式第 14号	業務従事先変更届
	様式第 15号	退職届
	様式第 16号	死亡届
	様式第 17-2号	業務従事届出書
	様式第 18号	保育士就職準備金等振込口座申請書
	様式第 19号	セルフチェックシート

長崎県保育士就職準備金貸付金の概要

1 長崎県保育士就職準備金等貸付金の目的

保育士の資格を持っている方の就職(再就職)のための準備に必要な費用の貸付を行い、長崎県の保育人材の確保及び定着を図ることを目的とします。

2 貸付対象者

以下の要件を全て満たす者。

- ① 保育士登録後1年以上経過した者。
- ② 以下の施設又は事業を離職後1年以上経過した者、又は勤務経験のない者。
 - ・ 保育所
 - ・ 幼保連携型認定こども園
 - ・ 家庭的保育事業
 - ・ 小規模保育事業
 - ・ 事業所内保育事業
 - ・ 幼稚園
- ③ 別表に掲げる保育所等に就職する者。(週20時間以上の勤務を要する。)
- ④ 保育士修学資金貸付の「就職準備金」の貸付を受けていない者。

3 貸付額

20万円以内(1回限り)

4 貸付申請手続き

就職準備金の貸付を希望する者は、保育士就職準備金貸付申請書(様式第1号)に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、勤務開始後3か月以内に、長崎県保育協会(〒852-8104 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター3階)へ提出してください。

- ① 貸付申請書(様式第1-3号)
- ② 個人情報取扱い同意書(様式第2号)
- ③ 雇用契約書の写し
- ④ 住民票(申請者)世帯の全員 続柄を含む。個人番号は含めない。
- ⑤ 保育士証の写し
- ⑥ 申請書セルフチェックシート(様式第19号)

5 連帯保証人

連帯保証人が1名必要となります。

6 貸付の審査及び決定

県社協は貸付申請を受理、審査し、貸付けの可否を決定し、貸付決定(不承認)通知書を申請者に交付します。

7 貸付契約の解除

次の場合、契約の解除となります。

- ① 退職したとき。
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

8 返還の債務の当然免除

次の場合、貸付けを受けた就職準備金等の返還の債務を免除します。

- ① 貸付けを受けた者が別表に掲げる保育所等において児童の保育等に従事し、かつ、2年間引き続き従事したとき。
 - ※ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き従事しているものとみなしますが、従事期間には算入しません。
 - ※ 人事異動により、県外において従事した場合は、従事期間に算入します。
 - ※ 転職等で、別表に掲げる保育所等において従事した場合も、従事期間に算入します。
- ② 上記の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。

9 返還

次の場合、一括で、1年以内に返還いただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 長崎県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ③ 長崎県内において、返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

10 延滞利子

返還すべき者が正当な理由がなく返還すべき最終月までに返還しなかったときは、返還すべき最終月の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年3%の割合で計算した延滞利子を支払わなければなりません。

11 返還猶予

貸付けを受けた者が次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる事情が継続している間、返還を猶予することができます。返還金の支払猶予を申請しようとする者は、返還猶予申請書(様式第8-3号)に係る書類を添えて、県社協へ提出して下さい。なお、返還猶予できるのは、返還計画書等により返還期限が到来していないものに限りです。

- ① 長崎県内において別表に掲げる保育所等において児童の保育等に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

12 返還の債務の裁量免除

次の場合、貸付けを受けた就職準備金(すでに返還を受けた金額を除く)の返還の債務の全部又は一部が免除されます。

① 死亡し、又は障害により貸付額を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部。

② 長期間所在不明となっている場合等貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、最終返還期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部。

③ 長崎県内において、1年以上返還免除対象業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部。

別表 貸付金の返還免除に係る施設・対象事業等(例示)

長崎県内の施設・対象事業等

ア 児童福祉法7条

保育所

イ 学校教育法

- ・幼稚園(預かり保育を常時(週5日以上)実施している場合)
- ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第2条第6項

- ・認定こども園

エ 児童福祉法第6条の3第9項～第12項の事業

児童福祉法第34条の15第1項の規定により市町村がおこなうもの及び、同条2項の
規定による認可を受けたもの

- ・家庭的保育事業
- ・小規模保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

オ 児童福祉法第6条の3第13項

- ・病児保育事業(児童福祉法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの)

カ 児童福祉法第6条の3第7項

- ・一時預かり事業(同法34条の12第1項の規定による届出をおこなったもの)

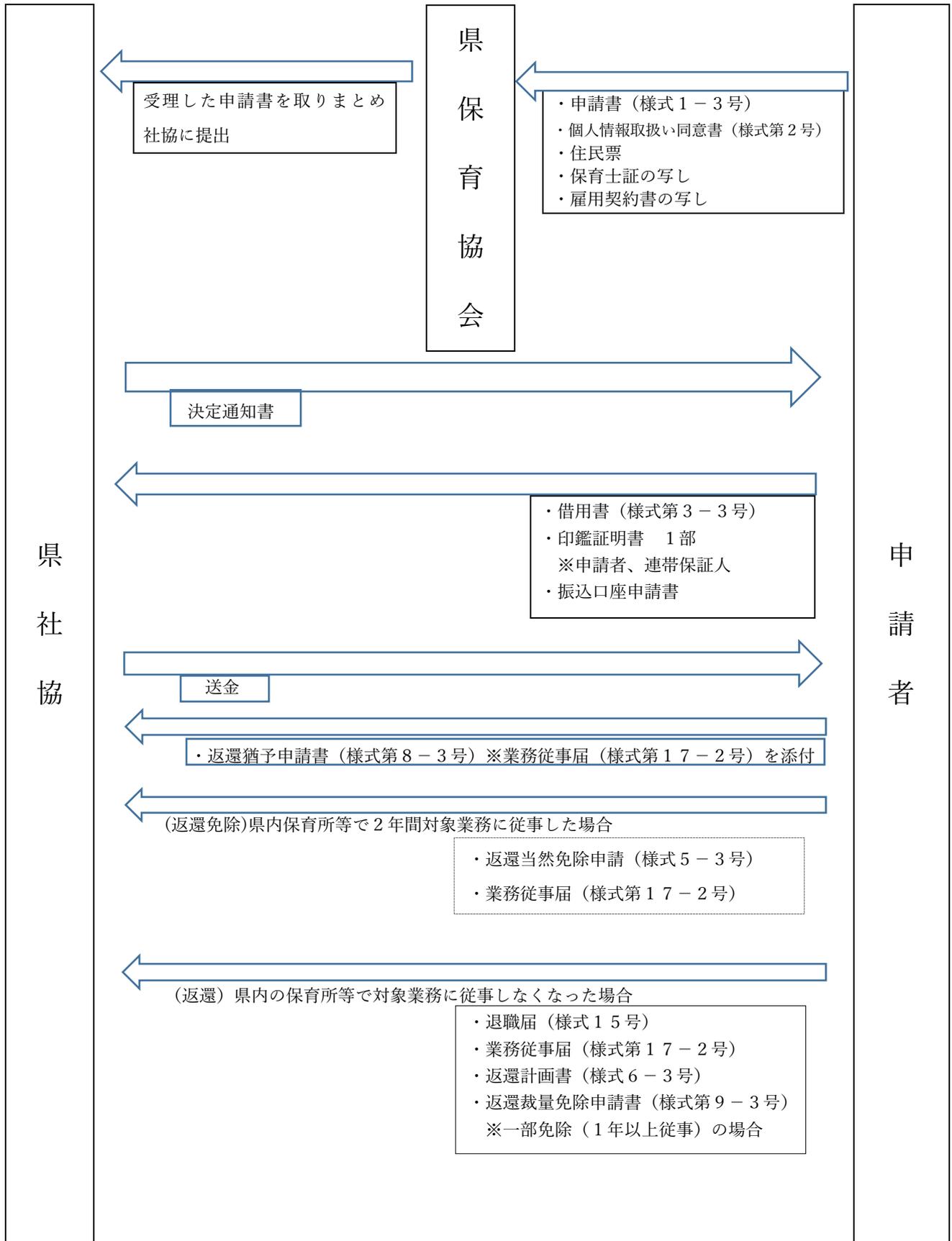
キ 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号

- ・離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ク 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、地方公共団体における単独保育施設(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設

ケ 企業主導型保育事業

【就職準備金貸付申請・貸付等の流れ】



提出書類一覧

就職準備金等の貸付を受けた者は、返還を免除されるか、又は返還を完了するまでいろいろな届出を行う必要があります。

これらの届出等は、返還の免除や猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなることがありますから、事実の発生した日から15日以内に必ず届出を行うようにしてください。

ここに例示のないケースについては、個別にお問い合わせください。

(1) 貸付の申請をするとき

提出書類名	様式番号	備 考
保育士就職準備金 貸付申請書	第1-3号	住民票(申請者)、保育士証の写しを添付
個人情報取扱い同意書	様式第2号	

(2) 契約するとき

提出書類名	様式番号	備 考
保育士就職準備金 借用書	様式第3-3号	様式に申請者、連帯保証人の記名押印(実印)し、 収入印紙を貼付、割印のうえ提出する。 ※申請者・連帯保証人の印鑑証明書を1部添付
振込口座申請書	様式第18号	

(3) 貸付を受け、返還免除対象業務に従事を開始したとき

提出書類名	様式番号	備 考
保育士就職準備金等 返還猶予申請書	第8-3号	貸付を受け、従事を開始したとき。 猶予期間は「2年間」 ※業務従事届(様式17-2)を添付
業務従事届	第17-2号	4月1日現在の状況を毎年4月15日までに 報告する。

(4) 猶予期間中に貸付を受けた者に以下の事由が生じたとき

提出書類名	様式番号	備 考
休職、復職、停職届	第11号	
業務従事先変更届	第14号	転職等で県内において従事先を変更するとき。 ※業務従事届(様式17-2)を添付 ※従事先が県内でない場合は退職届

- (5) 貸付を受けた者が2年間返還免除対象業務に従事したとき

※全額返還債務免除される場合

提出書類名	様式番号	備 考
保育士就職準備金等 返還当然免除申請書	第5-3号	業務従事届(様式17-2)を添付

- (6) 県内で返還免除対象業務に従事しなくなったとき(従事期間1年未満)

※全額返還の場合

提出書類名	様式番号	備 考
退職届	第15号	※業務従事届(様式17-2)を添付
保育士就職準備金等 返還計画書	様式6-3号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること。

- (7) 県内で返還免除対象業務に従事しなくなったとき(従事期間1年以上2年未満)

※返還債務一部免除される場合

提出書類名	様式番号	備 考
退職届	第15号	※業務従事届(様式17-2)を添付
保育士就職準備金等 返還裁量免除申請書	第9-3号	※休職または停職等がある場合はその期間を証明する書類を添付
保育士就職準備金等 返還計画書	第6-3号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

4 その他

- (1) 貸付を受けた者及び連帯保証人の氏名・住所等を変更したとき

提出書類名	様式番号	備 考
住所、氏名変更届	第10-1又は2号	※戸籍抄本又は住民票を添付

- (2) 貸付を受けた者が死亡したとき

提出書類名	様式番号	備 考
死亡届	第16号	※死亡診断書又は戸籍抄本を添付
保育士就職準備金等 返還当然免除申請書	第5-3号	県内で返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡したとき ※事実を証明する書面を添付
保育士就職準備金等 返還裁量免除申請書	第9-3号	業務外の事由により死亡したとき ※事実を証明する書類を添付

長崎県保育士就職準備金貸付申請書

長崎県社会福祉協議会 会長 様

標記の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、私は、貸付を受けた後2年間 長崎県保育士就職準備金等貸付規程第5条に定める保育所等において、児童の保育等に週 20 時間以上従事します。また、以下の要件をいずれも満たしています。

- ・保育士登録後 1 年以上経過している。
- ・幼稚園、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業に勤務していたが離職して1年以上経過している。又は勤務経験がない。
- ・県内の別表に掲げる保育所等に新たに雇い入れられた。

本人	ふりがな		昭和・平成		保育士登録年月日	
	氏名	Ⓜ	年 月 日生	年 月 日	※資格証の写しを添付	
	住所	〒 ー				
	連絡先	自宅電話() 携帯電話()				
借入希望額	用途	支払額	用途	支払額		
	① 保育用等被服費	円	⑦	円		
	② 自転車等購入費	円	⑧	円		
	③ 転居費用	円	⑨	円		
	④ 敷金・礼金	円	合計	円		
	⑤ 仲介手数料	円	借入額			
	⑥ 復帰のための研修費	円	(上限20万円)			
※ 書ききれない場合は、上の表にならった一覧を別紙で作成し、申請に添付してください。						
勤務先	名称					
	所在地	〒 ー		勤務開始日	年 月 日	
	職種・従事する業務			週の勤務時間	時間 分	
連帯保証人	ふりがな			年 月 日生(歳)		
	氏名	Ⓜ	本人との関係			
	住所	〒 ー				

勤務先について、上記のとおり相違ないことを証明します。

※ 雇用契約の写しを添付してください。

年 月 日

勤務先の施設(所属団体)の長の職及び氏名

Ⓜ

保育士就職準備金等貸付における個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会保育士就職準備金等貸付事業(以下、「本事業」という)の円滑な実施のため、貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用いたします。

2. 個人情報の取得について

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会(以下、「本会」という)は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。

3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者により利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、都道府県社会福祉協議会、県内外の養成施設、介護施設、事業所、福祉関係機関、その他行政機関等外部に対して個人情報を提供し、また、個人情報を取得します。

4. 個人情報の本事業目的以外への利用及び第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外への利用すること、及び上記3「個人情報の利用について」において示した外部への提供を除き、第三者へ提供することは致しません。ただし、下記の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないでお伝えした目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・ 弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合。
- ・ 火災・災害など緊急時で、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合。
- ・ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合。

5. 個人情報の管理について

本事業に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないよう努めます。個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。また、返還が完了した貸付にかかる個人情報については、返還が終了した年度の終了後10年が経過した時点で、確実に破棄または削除します。

6. 個人情報の本人への開示について

本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をしたうえで、申し出をした本人の個人情報について、開示します。ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

保育士就職準備金等貸付における個人情報の取扱同意書

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

保育士就職準備金等貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

令和 年 月 日 貸付申請者 (本人自筆) ⑩

令和 年 月 日 連帯保証人 (本人自筆) ⑩

※ 貸付申請者、連帯保証人各々について、署名捺印し、期日を記載してください。

長崎県保育士就職準備金借用書

長崎県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号		借受人氏名	
------	--	-------	--

この資金は貴会の規定に従い貸付規程を遵守することを誓約します。
なお、本貸付規程に定める事項を履行できなくなったときは規程に従い返還します。

借用金額	
------	--

【借受者】

自書によること

住所 _____

氏名 _____

実印

収入印紙
を貼付して
ください

実印

実印

【連帯保証人】

自署によること

住所 _____

氏名 _____

実印

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、借受人が履行しない場合はその債務を負担します。

- (注) 1. 住所、氏名欄は自署すること。
2. それぞれの印鑑登録証明書を添付し印鑑登録証明書の印鑑を押印すること。

保育士就職準備金返還当然免除申請書

長崎県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号		氏名	
住所等	〒 _____		電話番号

長崎県保育士就職準備金貸付規程第11条の規定する事実が発生しましたので、下記のとおり届け出ます。

貸付金の種別	就職準備金貸付	
交付済額	円	
免除を受けようする額	円	
発生した事実の概要 (番号に○)	1. 県内の保育所等において2年間児童の保育等に従事した。 2. 業務上の事由により死亡した。 3. 業務に起因する心身の故障により業務の継続が不可能になった。	
業務従事先の名称		
在職期間		左記のうち休職又は停職等の期間
令和 年 月 日から	令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	令和 年 月 日まで	

- 備考 次の書類を添付すること。
- 1 業務従事届(様式17-2)
 - 2 休職又は停職等の有無及び期間を証明する書類。
 - 3 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため届出する者(連帯保証人等を含む)は、その事実を証明する書類。

令和 年 月 日 住所
氏名

印

様式第6-3号

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職準備金貸付金返還計画書

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会 会長 様

住 所 〒

施設名又は事業者名

Ⓔ

電話() -

下記により保育士就職準備金を返還します。

貸付金の種別	就職準備金貸付	
貸付決定日	令和 年 月 日	
返還すべき額	円	
返還方法及び額	・ 1回払 ・ 月賦 ・ 半年賦 円(最終月 円)	
返還完了年月	令和 年 月 日	
1回払による納期限	令和 年 月 25 日	
返 還 理 由		

備 考

- 1 返還方法については、1回払とする。
で「返還すべき額」を除いて得た額を「返還額」として記載すること。
- 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して1年以内とする。(経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められる場合は、貸付を受けた期間の2倍の期間とする。)

様式第9-3号

保育士就職準備金裁量免除申請書

長崎県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号		氏名	
住所等	〒 _____ 電話番号		

保育士就職準備金の返還の債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付金の種別	就職準備金貸付		
貸付総額	円		
貸付決定日	令和	年	月 日
既返還額	円		
免除を受けたい額	円		
理由 (番号に○)	1 死亡により資金を返還することができなくなったため。 2 障害により資金を返還することができなくなったとき。 3 県内の保育所等で児童の保育等に1年以上従事したため。		
業務従事先の名称			
業務従事先の名称	左記の在職期間		
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		

備考 次の書類を添付すること。
1、2場合はその事実を証明する書類
3の場合は業務従事届(様式第17-2号)
休職又は停職等の有の場合は期間を証明する書類(様式任意)

令和 年 月 日 住所 氏名

㊞

様式第10—1号

貸付番号	号
------	---

住所、氏名変更届(借受人)

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会 会長 様

住 所 〒 —

氏 名 ⑩

電 話 () —

下記のとおり変更しましたので、届出します。

借受人	旧	氏名	
		住所	
	新	ふりがな 氏 名	
		住 所	〒 電話 () —
変更理由			
変更年月日	令和 年 月 日		

備 考

住民票など変更事項を証明する書類を添付してください。

様式第10—2号

貸付番号	号
------	---

住所、氏名変更届(連帯保証人)

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会 会長 様

住 所 〒 —

氏 名 ⑩

電 話() —

下記のとおり変更しましたので、届出します。

連帯保証人	旧	氏名	
		住所	
	新	ふりがな 氏 名	
		続 柄	
		住 所	〒 電話() —
連帯保証人の 勤務先	旧		
	新	〒 電話() —	
変更理由			
変更年月日	令和 年 月 日		

備 考

住民票など変更事項を証明する書類を添付してください。

様式第11号

貸付番号	第	号
------	---	---

休職・復職・停職届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会 会長 様

〒

住 所

氏 名

印

電 話()

このたび、従事業務を(休職、復職、停職)しましたので、下記のとおり、届出ます。

届出事項 (番号に○)	1 休職(令和 年 月 日 から 令和 年 月 日)
	2 復職(令和 年 月 日)
	3 停職(令和 年 月 日 から 令和 年 月 日)
理 由	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

(業務従事先)

施設 所在地

施設名称

施設長名

印

様式第 13 号

就職準備金貸付辞退届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会 会長 様

住 所 〒

氏 名 (印)

(施設名又は事業者名)

電 話 ()

下記のとおり保育士準備金の貸付を辞退しますので、届出します。

貸付決定金額	貸付総額 円
貸付決定日	令和 年 月 日
交付済金額	円
辞退の時期	令和 年 月から
辞退理由	

様式第14号

貸付番号	第	号
------	---	---

業務従事先変更届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会 会長 様

住 所 〒 -

氏 名 ⑩

電 話() -

下記のとおり変更しましたので、届出します。

新	従事年月日	令和 年 月 日から	
	従事先	所在地	〒 -
		名 称	
		職 種	
		勤務形態	週 時間勤務
旧	従事年月日	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
	従事先	所在地	〒 -
		名 称	
		職 種	
		勤務形態	週 時間勤務
理 由			

備 考

1. 転居した場合は、転居先の住民票を添付して下さい。
2. 新しい従事先の1週間当たり勤務時間がわかる勤務証明書又は雇用条件通知書等コピーを添付
3. 新・旧従事先の業務従事届(様式第17-2)を添付してください。

様式第15号

貸付番号	第	号
------	---	---

退 職 届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会 会長 様

住 所 〒 -

氏 名 ⑩

電 話 () -

下記のとおり、退職しましたので、届出します。

退職年月日	令和 年 月 日	
業務従事期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
最終従事先	所在地	
	名 称	
	種 別	
退職理由		

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

業務従事先の住所

業務従事先の名称
業務従事先の長の職及び氏名



様式第16号

貸付番号	第	号
------	---	---

死 亡 届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会 会長 様

遺族又は連帯保証人 住 所
氏 名
(施設又は事業者)

印

電 話 () -

下記のとおり、お届けします。

借受者	住 所	
	氏 名	
死亡年月日	令和 年 月 日	
死亡原因		
業務 従事先	所在地	
	名 称	

備 考 死亡診断書等、証明書を添付してください。

業務従事届

長崎県社会福祉協議会会長 様

保育士就職準備金等貸付規定第 15 条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

【借受人欄】

貸付番号		氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
住所等	〒 _____				
	携帯電話	()	自宅電話	()	

※住所、氏名を変更している場合は、新住民票を添付して下さい。

【勤務状況欄】

施設名		(連絡担当者名)
従事先住所等	〒 _____	電話 ()
雇用形態	週の保育従事日数が20日	<input type="checkbox"/> 以上
採用年月日	令和 年 月 日	
借受けた翌年の4月1日時点での従事状況	・業務に従事中 (勤務保育所の状況 : 貸付時と同じ ・ 変更あり) ・休業中 ※該当するものに○を付けてください。	

私は上記のとおり業務に従事していますので、お届けします。

令和 年 月 日 氏名

㊞

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

業務従事先の住所

業務従事先の名称
業務従事先の長の職及び氏名

公印

様式第18号

保育士就職準備金等振込口座申請書

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	
住所	〒 _____
ふりがな	
氏名	

私は、次のとおり保育士就職準備金振込口座を申し出ます。

振込先	銀行名		支店名	
	口座の種類	普通預金		
	口座番号			
ふりがな				
口座名義	⑩			

(申請書セルフチェックシート)
 長崎県保育士就職準備金貸付

記載漏れ、添付書類の漏れがないか確認をお願いします。

区分	確認項目	チェック欄
申請書	就職日は令和 5 年4月1日以降ですか。	<input type="checkbox"/>
	申請者の記名押印はありますか。	<input type="checkbox"/>
	連帯保証人の記名押印はありますか。	<input type="checkbox"/>
	申請者の住民票は添付されていますか。	<input type="checkbox"/>
	申請者の保育士証は添付されていますか。	<input type="checkbox"/>
	施設の長の証明に記名押印はありますか。	<input type="checkbox"/>
	個人情報取扱い同意書は添付されていますか。	<input type="checkbox"/>
貸付金額	申請書の「就職準備金の使途」欄に費用内訳を記載していますか。	<input type="checkbox"/>
	貸付希望額は200,000円以内となっていますか。	<input type="checkbox"/>

【問い合わせ先】

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

福祉人材センター 保育士資金貸付担当 宛て

〒852-8555

長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター2F

TEL 095-894-4027

- ※ 貸付番号は、今後照会等で必要になります。
貸付決定通知書から転記しておいて下さい。

申請者名	
貸付番号	